

(平成30年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 1 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年9月28日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 小 川 利枝子

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものである。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度である。

国において、平成２３年度に小学校１年生の３５人以下学級が実現した。平成２４年度は、新たに小学校２年生の３５人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われている。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠である。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至である。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第１条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものである。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てくる。

よって、本市議会は政府に対し、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成30年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 2 号

国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年9月28日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 小 川 利枝子

国における平成３１年度教育予算拡充に関する意見書

教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っている。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積している。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。子どもたちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちにより良い教育を保障するために、下記の項目を中心に、平成３１年度に向けての予算の充実を働きかけていくことを強く要望するものである。

記

- １ 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。
- ２ 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- ３ 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- ４ 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- ５ 子どもたちが地域で活動できる総合型地域スポーツクラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- ６ 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- ７ 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、
標記意見書を提出するものである。

(平成30年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 3 号

小中学校の普通教室にエアコンを設置するために国の財政措置を緊急に求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年9月28日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	荒 原 ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	木 村 孝
〃	〃	谷 岡 隆
〃	〃	佐 野 正 人

小中学校の普通教室にエアコンを設置するために国の財政措置を緊急に求める意見書

各地で最高気温が、３５度以上の猛暑日が続き、４０度を超す日もある。熱中症で２万人以上が搬送され、６０人以上が死亡するほどの記録的な酷暑である。安全なはずの学校で、子どもたちが熱中症になる事例が各地で発生している。

気象庁は、緊急の記者会見を開き「命に危険がある温度。一つの災害と認識している」と警鐘を鳴らした。

菅義偉官房長官は、平成３０年７月の定例会見で児童・生徒の安全、健康を守るための猛暑対策として、小中学校へのエアコン設置を政府として補助する考えを示して「来年のこの時期に間に合うよう、政府として責任を持って対応したい」と述べた。

文部科学省は、５７年ぶりに「教室の望ましい温度」を３０度以下から２８度以下に引き下げた。しかし、習志野市の小中学校普通教室の室温は、昨年７月で全学校が２８度を超え、９月でも２８度を超えている日が多くあった。習志野市の小学校では、９月からの新学期で運動会の練習が始まる学校がある。残暑の中で、涼む場所がなければ、愛知県豊田市の児童のような悲劇が繰り返されるおそれもある。保護者は「死者が出てからでは遅い」と訴えている。

習志野市の全ての普通教室にエアコンを設置するためには、財政措置が必要である。空調整備に対して地方公共団体が作成した施設整備計画に基づく事業に要する経費の３分の１の額を補助する学校施設環境改善交付金の拡充が必要である。

よって、本市議会は政府に対し、小中学校の普通教室にエアコンを緊急に設置するための学校施設環境改善交付金をさらに引き上げるなど、財政措置を緊急に求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成30年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 4 号

東海第二発電所の運転期間延長を行わないことを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年9月28日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
賛成者	習志野市議会議員	宮 内 一 夫
〃	〃	佐 野 正 人
〃	〃	央 重 則

東海第二発電所の運転期間延長を行わないことを求める意見書

昨年１１月２４日、日本原子力発電株式会社は、東海第二発電所について、法律で定められた原子力発電所の運転期間４０年を迎えたことから、さらに２０年の運転延長を原子力規制委員会に申請した。また、本年７月４日には、原子力規制委員会は、東海第二発電所の設置変更許可申請に対し、これを認める審査書案を了承している。

この東海第二発電所は、３０キロメートル圏内に約９６万人が暮らす、日本では一番の人口密集地にある原子力発電所である。事故が起これば、わずか１００キロメートルしか離れていない本市は、周辺地域とともに甚大な被害を受けることは明らかである。

また、東海第二発電所は、東日本大震災と大津波で被災している。そして、使用している敷設ケーブルの半分は、新規規制基準の定める「難燃ケーブル」への交換が不可能と言われている。さらに、わずか２．８キロメートルの距離には核燃料サイクル工学研究所の再処理施設がある。その再処理施設には防潮堤すらなく、東海第二発電所で事故が起きた場合の複合災害への備えもないのである。また、廃止措置準備中とはいえ、大量の高レベル放射性廃棄物がそのまま残されてもいる。

平成２３年３月に起きた福島第一原子力発電所事故では、その原因がいまだに明確ではなく、事故の収束のめども立っていないのが現状である。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の「４０年ルール」は、老朽化した原子力発電所の事故を防ぐための最低限のルールであり、市民の生命と健康、財産を守るために、それを超えての運転期間延長、再稼働はすべきではない。

よって、本市議会は政府に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- １ 運転開始から４０年を超える東海第二発電所の運転期間延長を認めず、廃炉にすること。
- ２ 東海第二発電所の廃炉後は、国が責任を持って地域経済を支援すること。
以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成30年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 5 号

学校、通学路、避難場所、避難道路等のブロック塀の点検と危険除去の
ための財政支援策の拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定によ
り提出します。

平成30年9月28日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	入 沢 俊 行
-----	----------	---------

賛成者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
-----	----------	-------

〃	〃	宮 内 一 夫
---	---	---------

学校、通学路、避難場所、避難道路等のブロック塀の点検と危険除去のための財政支援策の拡充を求める意見書

6月の大阪北部地震でブロック塀の下敷きになった女児が死亡する痛ましい事故を受け、文部科学省が学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査を行った。この調査により、全国の国公私立の幼稚園、小中学校、高校など約5万1,000校のうち約1万2,600校で安全性に問題のあるブロック塀があることがわかった。子どもの安全が最優先されなければならない学校で、危険なブロック塀が数多く存在し、放置されてきたことは、重大である。この調査は「外観に基づく点検」であり、「今後も撤去等の予定がないものについては、速やかに、ブロック塀等内部の点検を完了するよう努めること」となっており、点検が進めば、さらに危険なブロック塀がふえる可能性がある。

大阪北部地震後、各自治体によって危険な塀の撤去などが進みつつあるが予算が課題となり、迅速な対応ができていない場合もある。早期に危険な状態が解消できるよう、調査と点検をさらに徹底して行うとともに、安全確保へ向けて、国が財政支援を拡充することが必要である。

危険なブロック塀は学校内だけでなく、民家所有の物など地域にも多くあり、通学路を初め、生活道路、避難場所や避難道路などを含めたブロック塀についても、点検と撤去などの安全対策は一刻の猶予も許されない。撤去・改修を確実に進めるためには、行政が率先して危険箇所を総点検し、危険なブロック塀の撤去等を具体的・計画的に進める財政援助の仕組みをつくることが急務である。

よって、本市議会は政府に対し、学校、通学路、避難場所、避難道路等のブロック塀の点検と危険除去のための財政支援策の拡充を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成30年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 6 号

小中学校に早急にエアコン設置を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年9月28日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	関 根 洋 幸
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	谷 岡 隆
〃	〃	佐々木 秀 一
〃	〃	佐 野 正 人
〃	〃	小 川 利 枝子
〃	〃	関 桂 次
〃	〃	帯 包 文 雄
〃	〃	平 川 博 文

小中学校に早急にエアコン設置を求める意見書

近年の暑さは尋常なものではなく、6月の中旬から猛暑が始まり、7月、8月そして9月まで酷暑が続いている状況であり、小中学校はかつてない厳しい暑さにさらされている。

先日、この現状を把握するため、政府・与党幹部が八千代市の小学校を視察した。これを踏まえ、国が2,400億円の補助金を予算化すると聞いている。

本市においては、エアコン設置の必要性を認識していたものの、校舎の耐震改修、トイレの改修といった工事を最優先で取り組んできたものであり、エアコンはその次の位置づけであった。

本市議会は、本年6月定例会において、その事実を踏まえエアコン設置の請願は不採択となったものであるが、市当局からは耐震・トイレそれぞれの工事に一定のめどがついたこと、国の補助金の動向も見込みがついたことから、9月6日の市議会総括質疑では「2020年8月までに設置する」との意向が示された。

市の決断には、高く敬意を表するものである。

しかしながら、来年もますますこの暑さは増幅し、児童・生徒への影響は想定を超えたものになることも考えられる。

よって、本市議会は「再来年の8月まで」などと言わず、前倒しして「来年の6月末まで」にエアコンが設置されるよう、強く求めるものである。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、習志野市長に対して、標記意見書を提出するものである。